

千葉市職員措置請求（18千監第160号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成19年3月9日

3 請求内容

- (1) 過去5年間（平成13年度～17年度）に互助会に対し支出した補助金のうち、貸付事業特別会計、別途積立基金及び施設積立基金への繰出金2億8,060万8,000円及びその年5分の利息を互助会に対し返還請求すること。
- (2) 互助会は使用目的も無いと思われる「貯め込み金」を巨額に保有していることから、今後少なくとも10年間は補助金の支出を打ち切ること。

4 監査結果

本件請求には理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次の措置を行うことを勧告するとともに、意見を述べることにした。

(1) 勧告

ア 過去5年間に互助会に支出した補助金のうち、「補助対象事業以外の事業に充てられた補助金」である1億7,122万9,460円について、補助金交付規則に基づき、平成19年5月27日までに返還請求を行うこと。

イ 過去5年間に互助会に支出した補助金のうち、「必要性がなく返還されるべき補助金」である3億2,060万8,000円について、平成19年5月27日までに返還請求を行うこと。

(2) 意見

今後の互助会への補助金については、補助金交付規則、補助金交付要綱、財政部長通知等に基づき、互助会の財政状況を的確に把握し、適正に交付されたい。

職員の福利厚生事業については、他都市との権衡や社会情勢を踏まえ適正な範囲のものとするとともに、福利厚生事業が地公法第42条に定める地方公共団体の義務であることに鑑み、互助会に対する市の経費負担のあり方について検討されたい。

(3) 理由（要旨）

ア 互助会への補助金の交付手続等について

補助金の交付手続については、補助金交付規則等所定の定めに従い、その手続が一応講じられていたが、次のとおり問題があった。

- ① 互助会の財務諸表等については、記載誤りを見逃しているほか、明確性に欠け、わかりにくい点があるにもかかわらず、是正措置を講じていない。
- ② 財政部長通知に定める補助金の必要性についても、必要な審査が行われていたとはいえない。

イ 補助対象事業について

互助会の事業には、福利厚生事業と給付事業があるが、給付事業には補助金を交付していないとしているにもかかわらず、過去5年間に給付事業に補助金が一部充当されていた。

ウ 貸付事業等に対する補助の必要性について

財政部長通知では、「交付決定にあたっては、必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、特に多額の余裕資金、前年度譲与資金等がある団体については、必

要に応じて補助金額の調整を行うこと。」とされている。

しかし、貸付事業特別会計及び積立基金（別途積立基金及び施設積立基金）に係る繰出金については、実際には補助金の額を会員掛金と同額とする以外に基準はなく、積立の必要性や適正な積立額等について審査した形跡も認められず、財政部長通知等に定めるチェック機能を果たすことなく積立が続けられ、補助金が交付されてきたのが実情と言わざるを得ない。

したがって、過去5年間の積立はその必要性がないものであり、これに対する補助金も必要性がないものであることから、当該繰出金に係る補助金については、返還されるべきである。

エ 返還請求額について

上記イ及びウにより、返還請求すべき額は、下表のとおりとする。

(単位：円)

I	補助対象事業以外の事業に充てられた補助金	171,229,460
II	必要性がなく返還されるべき補助金 (①+②+③)	320,608,000
	貸付事業特別会計への繰出金 ①	150,000,000
	別途積立基金への繰出金 ②	84,755,000
	施設積立基金への繰出金 ③	85,853,000
III	合計 (I + II)	491,837,460